

「香川県営業時間短縮協力金（第2次）【申請受付要項】と「申請書様式」の
正誤表について

正	誤
<p>●申請受付要項 P. 6</p> <p>(3) 売上高方式を選択する場合で、前年又は前々年の1店舗1日当たりの飲食業売上高が8万3,333円(税抜き)以下の場合(協力金の申請額が1店舗1日当たり2万5千円の場合)に必要となる書類 (中小企業、個人事業主)【記載例 P. 23】</p> <p>(4) 売上高方式を選択する場合で、前年又は前々年の1店舗1日当たりの飲食業売上高が8万3,333円(税抜き)を超える場合に必要となる書類(中小企業、個人事業主)【記載例 P. 24】</p> <p>●申請受付要項 P. 9</p> <p>(14) (該当者のみ) 新規開店特例(別紙5)を用いる場合に必要となる書類【記載例 P. 27】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗ごとの協力金申請額計算(新規開店特例)(別紙5)、売上高計算シート③ ・開店から、4月27までの飲食業売上高が確認できる売上帳等の写し ・上記期間中の休業日(定休日などの店休日)が確認できるもの ・時短要請月を基準に開店後1年未満である事実が確認できる資料の写し ・ただし、協力金の額が、1店舗1日当たり2万5千円の場合は、「売上高計算シート③」、「売上帳等の写し」、「休業日が確認できるもの」の提出は必要ありません。 	<p>●申請受付要項 P. 6</p> <p>(3) 売上高方式を選択する場合で、前年又は前々年の1店舗1日当たりの飲食業売上高が8万3,333円(税抜き)以下の場合に必要な書類 (中小企業、個人事業主、<u>平均方式(年間売上高による申請)</u>又は<u>新規開店特例適用の大企業</u>)【記載例 P. 23】</p> <p>(4) 売上高方式を選択する場合で、前年又は前々年の1店舗1日当たりの飲食業売上高が8万3,333円(税抜き)を超える場合に必要となる書類(中小企業、個人事業主、<u>平均方式(年間売上高による申請)</u>又は<u>新規開店特例適用の大企業</u>)【記載例 P. 24】</p> <p><u>※協力金の申請額が、1店舗1日当たり2万5千円の場合は提出の必要はありません。</u></p> <p>●申請受付要項 P. 9</p> <p>(14) (該当者のみ) 新規開店特例(別紙5)を用いる場合に必要となる書類【記載例 P. 27】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗ごとの協力金申請額計算(新規開店特例)(別紙5)、売上高計算シート③ ・開店から、4月27までの飲食業売上高が確認できる売上帳等の写し ・上記期間中の休業日(定休日などの店休日)が確認できるもの

●申請受付要項 P. 27 別紙5 記載例

●申請書 P. 7 別紙5

1日当たりの協力金の額③

最大7.5万円 下限2.5万円 (※)

※ 1日当たりの売上高が8万3,333円
(税抜き) 以下の場合、1日当たりの協
力金の額 (③) は、2万5,000円となりま
す。

その場合、売上高計算シート③の添付は不
要です。

●申請受付要項 P. 27 別紙5 記載例

●申請書 P. 7 別紙5

1日当たりの協力金の額③

最大7.5万円